

告示第 44 号

次のように公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく埋立ての免許の出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき、宇和島市庁舎 7 階水産課において、告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 25 日

九島漁港管理者 宇和島市
代表者 宇和島市長 岡原文彰

記

出願人

所在地 松山市一番町四丁目 4 番地 2
名 称 愛媛県

代表者

所在地 松山市一番町四丁目 4 番地 2
氏 名 愛媛県知事 中村時広

受任者

氏 名 南予地方局長 大崎 陣洋

出願年月日 令和 8 年 6 月 18 日

1. 埋立区域

(1) 位置

宇和島市本九島 1837 番 2 に接する堤から同 1863 番 12 までの地先公有水面

(2) 区域

次の 1 点から 50 点までを順次直線で結んだ線及び 50 点と 1 点を結ぶ令和 7 年の秋分の満潮位 (C. D. L. +2. 14m) の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点 (宇和島市本九島 1839 番 6 に設置された金属鋳) は、

北緯 33 度 13 分 14 秒

東経 132 度 31 分 20 秒の地点

1 点は	基点から真北	112 度 53 分 44 秒	12. 03m の地点
2 点は	1 点から真北	180 度 58 分 53 秒	8. 20m の地点
3 点は	2 点から真北	271 度 01 分 16 秒	0. 70m の地点
4 点は	3 点から真北	270 度 53 分 47 秒	0. 20m の地点
5 点は	4 点から真北	180 度 58 分 47 秒	21. 17m の地点
6 点は	5 点から真北	270 度 57 分 13 秒	1. 00m の地点
7 点は	6 点から真北	180 度 58 分 15 秒	1. 75m の地点
8 点は	7 点から真北	91 度 00 分 39 秒	1. 00m の地点
9 点は	8 点から真北	180 度 58 分 23 秒	3. 00m の地点
10 点は	9 点から真北	271 度 00 分 39 秒	1. 00m の地点
11 点は	10 点から真北	180 度 58 分 35 秒	1. 25m の地点
12 点は	11 点から真北	90 度 57 分 13 秒	1. 00m の地点
13 点は	12 点から真北	180 度 58 分 42 秒	3. 97m の地点
14 点は	13 点から真北	166 度 56 分 07 秒	0. 34m の地点
15 点は	14 点から真北	152 度 44 分 06 秒	8. 90m の地点
16 点は	15 点から真北	242 度 08 分 20 秒	3. 00m の地点
17 点は	16 点から真北	242 度 08 分 17 秒	9. 36m の地点
18 点は	17 点から真北	242 度 08 分 26 秒	3. 34m の地点
19 点は	18 点から真北	240 度 00 分 44 秒	0. 36m の地点
20 点は	19 点から真北	347 度 30 分 53 秒	5. 15m の地点
21 点は	20 点から真北	348 度 48 分 20 秒	6. 06m の地点
22 点は	21 点から真北	49 度 19 分 52 秒	1. 08m の地点
23 点は	22 点から真北	89 度 04 分 08 秒	1. 74m の地点

24 点は	23 点から真北	4 度 02 分 56 秒	4.47mの地点
25 点は	24 点から真北	342 度 26 分 09 秒	1.30mの地点
26 点は	25 点から真北	358 度 23 分 56 秒	2.37mの地点
27 点は	26 点から真北	270 度 55 分 59 秒	0.66mの地点
28 点は	27 点から真北	350 度 53 分 59 秒	0.67mの地点
29 点は	28 点から真北	64 度 13 分 10 秒	0.35mの地点
30 点は	29 点から真北	358 度 39 分 39 秒	1.14mの地点
31 点は	30 点から真北	1 度 28 分 38 秒	4.67mの地点
32 点は	31 点から真北	304 度 38 分 42 秒	0.67mの地点
33 点は	32 点から真北	341 度 25 分 22 秒	0.88mの地点
34 点は	33 点から真北	267 度 50 分 39 秒	1.59mの地点
35 点は	34 点から真北	352 度 15 分 34 秒	4.46mの地点
36 点は	35 点から真北	76 度 52 分 52 秒	0.46mの地点
37 点は	36 点から真北	1 度 19 分 15 秒	5.68mの地点
38 点は	37 点から真北	7 度 41 分 42 秒	3.46mの地点
39 点は	38 点から真北	14 度 03 分 40 秒	2.83mの地点
40 点は	39 点から真北	27 度 18 分 00 秒	1.79mの地点
41 点は	40 点から真北	29 度 10 分 03 秒	1.20mの地点
42 点は	41 点から真北	29 度 09 分 04 秒	1.35mの地点
43 点は	42 点から真北	39 度 02 分 53 秒	1.75mの地点
44 点は	43 点から真北	318 度 34 分 56 秒	0.53mの地点
45 点は	44 点から真北	41 度 47 分 14 秒	4.91mの地点
46 点は	45 点から真北	41 度 46 分 26 秒	1.93mの地点
47 点は	46 点から真北	117 度 40 分 17 秒	2.57mの地点
48 点は	47 点から真北	73 度 06 分 50 秒	0.99mの地点
49 点は	48 点から真北	50 度 56 分 22 秒	1.79mの地点
50 点は	49 点から真北	76 度 13 分 25 秒	0.47mの地点
1 点は	50 点から真北	76 度 12 分 53 秒	0.72mの地点

(3) 面積

595.96 平方メートル

2. 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

宇和島市本九島 1837 番 2 に接する堤から同 1863 番 4 までの地先公有水面及び陸域

(2) 区域

次の 1 点から 59 点までを順次直線で結んだ線及び 59 点と 1 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（宇和島市本九島 1839 番 6 に設置された金属鉾）は、

北緯 33 度 13 分 14 秒

東経 132 度 31 分 20 秒の地点

1 点は	基点から真北	86 度 59 分 16 秒	60.45m の地点
2 点は	1 点から真北	185 度 00 分 17 秒	102.56m の地点
3 点は	2 点から真北	242 度 30 分 15 秒	4.80m の地点
4 点は	3 点から真北	242 度 38 分 54 秒	56.01m の地点
5 点は	4 点から真北	242 度 42 分 07 秒	9.22m の地点
6 点は	5 点から真北	245 度 21 分 14 秒	3.74m の地点
7 点は	6 点から真北	14 度 51 分 12 秒	1.73m の地点
8 点は	7 点から真北	16 度 29 分 59 秒	4.70m の地点
9 点は	8 点から真北	14 度 28 分 37 秒	2.45m の地点
10 点は	9 点から真北	17 度 05 分 20 秒	2.15m の地点
11 点は	10 点から真北	27 度 59 分 27 秒	2.73m の地点
12 点は	11 点から真北	26 度 52 分 24 秒	3.61m の地点
13 点は	12 点から真北	28 度 48 分 28 秒	4.66m の地点
14 点は	13 点から真北	27 度 25 分 57 秒	6.05m の地点
15 点は	14 点から真北	30 度 13 分 28 秒	3.43m の地点
16 点は	15 点から真北	20 度 07 分 27 秒	3.67m の地点
17 点は	16 点から真北	16 度 49 分 46 秒	6.96m の地点
18 点は	17 点から真北	16 度 32 分 53 秒	1.56m の地点
19 点は	18 点から真北	18 度 48 分 53 秒	10.67m の地点
20 点は	19 点から真北	16 度 25 分 56 秒	2.82m の地点
21 点は	20 点から真北	351 度 14 分 04 秒	1.14m の地点
22 点は	21 点から真北	343 度 04 分 29 秒	1.33m の地点
23 点は	22 点から真北	328 度 09 分 48 秒	1.46m の地点

24 点は	23 点から真北	329 度 30 分 55 秒	0.87mの地点
25 点は	24 点から真北	327 度 43 分 21 秒	4.40mの地点
26 点は	25 点から真北	329 度 39 分 33 秒	3.91mの地点
27 点は	26 点から真北	332 度 53 分 57 秒	2.54mの地点
28 点は	27 点から真北	335 度 51 分 00 秒	4.98mの地点
29 点は	28 点から真北	339 度 27 分 05 秒	3.96mの地点
30 点は	29 点から真北	349 度 57 分 20 秒	4.67mの地点
31 点は	30 点から真北	354 度 14 分 27 秒	5.23mの地点
32 点は	31 点から真北	359 度 25 分 47 秒	6.67mの地点
33 点は	32 点から真北	2 度 32 分 23 秒	1.92mの地点
34 点は	33 点から真北	353 度 00 分 58 秒	6.63mの地点
35 点は	34 点から真北	356 度 48 分 49 秒	6.68mの地点
36 点は	35 点から真北	2 度 48 分 47 秒	6.71mの地点
37 点は	36 点から真北	12 度 49 分 17 秒	3.62mの地点
38 点は	37 点から真北	22 度 45 分 10 秒	4.51mの地点
39 点は	38 点から真北	297 度 15 分 44 秒	0.81mの地点
40 点は	39 点から真北	24 度 18 分 42 秒	2.98mの地点
41 点は	40 点から真北	20 度 19 分 35 秒	3.99mの地点
42 点は	41 点から真北	290 度 20 分 39 秒	0.60mの地点
43 点は	42 点から真北	20 度 52 分 10 秒	2.07mの地点
44 点は	43 点から真北	22 度 32 分 24 秒	3.74mの地点
45 点は	44 点から真北	112 度 52 分 29 秒	7.20mの地点
46 点は	45 点から真北	199 度 08 分 15 秒	2.17mの地点
47 点は	46 点から真北	195 度 01 分 32 秒	1.15mの地点
48 点は	47 点から真北	117 度 40 分 17 秒	2.57mの地点
49 点は	48 点から真北	73 度 06 分 50 秒	0.99mの地点
50 点は	49 点から真北	50 度 56 分 22 秒	1.79mの地点
51 点は	50 点から真北	76 度 13 分 34 秒	6.90mの地点
52 点は	51 点から真北	80 度 35 分 06 秒	6.51mの地点
53 点は	52 点から真北	164 度 24 分 58 秒	2.60mの地点
54 点は	53 点から真北	73 度 49 分 57 秒	6.22mの地点
55 点は	54 点から真北	80 度 24 分 06 秒	7.92mの地点
56 点は	55 点から真北	77 度 23 分 06 秒	1.81mの地点
57 点は	56 点から真北	75 度 49 分 34 秒	3.84mの地点
58 点は	57 点から真北	77 度 14 分 39 秒	12.36mの地点

59 点は	58 点から真北	148 度 11 分 44 秒	0.71mの地点
1 点は	59 点から真北	73 度 57 分 35 秒	5.14mの地点

(3) 面積

6,516.09 平方メートル

3. 埋立地の用途

道路用地	138.99 平方メートル
漁港施設用地	456.97 平方メートル
合 計	595.96 平方メートル

4. 設計の概要

(1) 埋立地の地盤の高さ

最低地盤高	C. D. L. +2.76m (TP+1.61) ----- BC. 11
最高地盤高	C. D. L. +2.95m (TP+1.85) ----- MC. 10~MC. 11+10 物揚場・陸側

(2) 護岸・堤防・岸壁その他これらに類する工作物の種類及び構造

種 類	名 称	構 造
物揚場	物揚場	(基礎工) 基礎捨石 (下部工) L型ブロック (上部工) 重力式コンクリート擁壁 (天端高) TP+1.80 (C. D. L+2.95)
護 岸	護 岸	(基礎工) 基礎捨石 (下部工) 方塊ブロック (上部工) 波返工(重力式コンクリート擁壁) (天端高) TP+2.50 (C. D. L+3.65)

(3) 埋立てに関する工事の施行方法

① 埋立工法

本埋立は道路用地および漁港施設用地を造成するものであり、埋立て工事の規模も小規模であること、かつ、土地利用上一体的な利用を図る観点から、一体的に施行、竣功させることとした。

埋立土砂の投入は、水質環境の保全の観点から外周の護岸等が概成し、埋立区域を外海と遮断した後、建設残土（公共工事発生残土）をダンプトラックにより埋立区域内に投入する。

② 埋立てに関する工事の施行順序

はじめに、埋立区域の前面に汚濁防止膜を展張し、濁りの拡散防止措置を図る。

ガット船により基礎捨石(10～200kg)を投入し、潜水士により基礎均しを行う。次に、陸上で制作したL型ブロックおよび方塊ブロックをクレーン船により運搬し据え付ける。干潮時を潮待ちして物揚場の上部工（重力式擁壁）および護岸本体工（重力式擁壁（波返し付））を施行し、ガット船により擁壁背面に裏込石(1～50kg)の投入、防砂シートの敷設を行う。

外周締切り完了後には、汚濁防止膜を撤去し、重力式擁壁背面の盛土をブルドーザーにより巻き出し転圧を行い、仕上げていく。盛土にあわせて横断管渠や道路側溝などの排水構造物工を施行する。なお、盛土材については、県が保有するストックヤードに仮置きしている建設残土をダンプトラックで運搬搬入する。

盛土完了後は、物揚場のエプロン舗装および道路舗装を行い、埋立てに関する工事を完成させる。

③ 埋立てに用いる土砂等の種類及び性状

建設残土

(4) 公共施設の配置及び規模の概要

埋立地上および埋立地背後の雨水排水等を行うため、排水管及び側溝を設置する。また、既設慣習排水管（埋管）の機能を保全するため、埋立地内に排水管を設置する。

用途	内径	延長
慣習排水	内径 φ 300	11.83m
慣習排水	内寸 600×600	7.16m
雨水排水	内径 φ 300	9.05m
雨水排水	内径 φ 300	7.66m
慣習排水	内径 φ 300	8.81m
側溝	B300 H300	88.91m

5. 埋立てに関する工事の施行に要する期間

着手期限 免許の日から3月以内

竣功期限 着手の日から3年以内

6. 添付図書の目録

- (1) 埋立必要理由書
- (2) 設計概要説明書
- (3) 公共施設の配置及び規模について説明した図書
- (4) 資金計画書
- (5) 埋立てに関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類
- (6) 環境保全に関し講じる措置を記載した図書
- (7) 埋立てに用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書
- (8) 法第4条第3項の権利を有する者に関する調書
- (9) 公有水面の利用に関して設置した施設に関する調書
- (10) 他の法令による許認可等の見込みに関する図書
- (11) 他の法令に基づく法的規制区域を表示した図面
- (12) 公共帰属に関する図書
- (13) 直前三月以内に撮影した埋立区域等の写真
- (14) 潮位表
- (15) 流量計算書
- (16) 護岸安定計算
- (17) 添付図面目録
 1. 一般平面図
 - 2-1. 実測平面図(埋立区域)
 - 2-2. 実測平面図(施行区域)
 - 3-1. 求積平面図(埋立区域)
 - 3-2. 求積平面図(施行区域)
 4. 海図
 5. 埋立地横断面図
 6. 埋立地縦断面図
 7. 工作物構造図
 8. 埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面
 9. 既設工作物構造図
 10. 公図
 11. 計画平面図